第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式XVの符号H_n中「平成24年度」を「平成25年度」に、「及び平成23年度」を「から平成25年度までの各年度」に改め、同号算式XVの符号中「I_{15}＝1.063」を「I_{15}＝1.079」に、「I_{16}＝1.078」を「I_{16}＝1.079」に、「I_{19}＝1.047」を「I_{19}＝1.048」に、「I_{20}＝1.047」を「I_{20}＝1.048」に、「I_{21}＝0.891」を「I_{21}＝0.895」に、「I_{22}＝0.203」を「I_{22}＝0.873」に、「I_{23}＝0.172」を「I_{23}＝0.175」に、「I_{24}＝0.125」を「I_{24}＝0.127」に改め、同号算式XVの符号I_{24}の次に次のように加える。

			I_{25}＝0.127

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式XVの符号中「M_{15}＝1.015」を「M_{15}＝1.030」に、「O_{12}＝1.000」を「O_{12}＝1.500」に、「O_{13}＝1.500」を「O_{13}＝2.000」に、「O_{14}＝1.000」を「O_{14}＝1.500」に、「O_{15}＝2.250」を「O_{15}＝4.000」に、「O_{16}＝2.500」を「O_{16}＝4.500」に、「O_{17}＝4.000」を「O_{17}＝7.000」に、「O_{18}＝4.000」を「O_{18}＝7.000」に、「O_{19}＝4.500」を「O_{19}＝8.000」に、「O_{20}＝4.000」を「O_{20}＝8.000」に、「O_{21}＝3.500」を「O_{21}＝7.000」に、「O_{22}＝3.250」を「O_{22}＝6.500」に、「Q_{12}＝1.000」を「Q_{12}＝1.500」に、「Q_{13}＝1.500」を「Q_{13}＝2.000」に、「Q_{14}＝1.000」を「Q_{14}＝1.500」に、「Q_{15}＝2.250」を「Q_{15}＝4.000」に、「Q_{16}＝2.500」を「Q_{16}＝4.500」に、「Q_{17}＝4.000」を「Q_{17}＝7.000」に、「Q_{18}＝4.000」を「Q_{18}＝7.000」に、「Q_{19}＝4.500」を「Q_{19}＝8.000」に、「Q_{20}＝4.000」を「Q_{20}＝8.000」に、「Q_{21}＝3.500」を「Q_{21}＝7.000」に、「Q_{22}＝3.250」を「Q_{22}＝6.500」に、「U_{15}＝1.078」を「U_{15}＝1.079」に、「U_{16}＝1.078」を「U_{16}＝1.079」に、「U_{19}＝1.047」を「U_{19}＝1.048」に、「U_{20}＝1.047」を「U_{20}＝1.048」に、「U_{21}＝0.891」を「U_{21}＝0.895」に、「U_{22}＝0.203」を「U_{22}＝0.873」に、「U_{23}＝0.172」を「U_{23}＝0.175」に、「U_{24}＝0.125」を「U_{24}＝0.127」に改め、同号算式XVの符号U_{24}の次に次のように加える。

			U_{25}＝0.127

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式XVの符号中「W_{15}＝1.078」を「W_{15}＝1.079」に、「W_{16}＝1.078」を「W_{16}＝1.079」に改め、同号算式XVの符号X_n中「旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号。以下「合併特例法」という。）」を「合併特例法」に改め、同号算式XVの符号中「Y_{15}＝1.078」を「Y_{15}＝1.079」に、「Y_{16}＝1.078」を「Y_{16}＝1.079」に、「Y_{19}＝1.047」を「Y_{19}＝1.048」に、「Y_{20}＝1.047」を「Y_{20}＝1.048」に、「Y_{21}＝0.891」を「Y_{21}＝0.895」に、「Y_{22}＝0.203」を「Y_{22}＝0.873」に、「Y_{23}＝0.172」を「Y_{23}＝0.175」に、「Y_{24}＝0.125」を「Y_{24}＝0.127」に改め、同号算式XVの符号Y_{24}の次に次のように加える。

			Y_{25}＝0.127

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式XVの符号中「AA_{21}＝0.838」を「AA_{21}＝0.842」に、「AA_{22}＝0.191」を「AA_{22}＝0.821」に、「AA_{23}＝0.162」を「AA_{23}＝0.164」に、「AA_{24}＝0.118」を「AA_{24}＝0.119」に改め、同号算式XVの符号AA_{24}の次に次のように加える。

			AA_{25}＝0.119

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式XVIを次のように改める。

			算式XVI $\frac{\sum_{n=14}^{25}(B_n \times C_n) + \sum_{n=14}^{25}(D_n \times E_n) + (F_n \times G_n)}{628円 \times A}$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式XVIIの符号中「C_{17}＝0.031」を「C_{17}＝0.030」に、「C_{18}＝0.031」を「C_{18}＝0.030」に、「C_{21}＝0.026」を「C_{21}＝0.025」に、「C_{22}＝0.006」を「C_{22}＝0.025」に改め、同号算式XVIIの符号C_{24}の次に次のように加える。

			C_{25}＝0.004

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式XVIIの符号中「E_{15}＝0.021」を「E_{15}＝0.020」に、「E_{17}＝0.021」を「E_{17}＝0.020」に、「E_{22}＝0.004」を「E_{22}＝0.017」に改め、同号算式XVIIの符号E_{24}の次に次のように加える。

			E_{25}＝0.002 F_n　鉄道施設の整備に要する経費について過疎地域自立促進特別措置法第12条第１項第６号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 G_{25}＝0.002

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式XVIIIを次のように改める。

			算式XVIII $\frac{\sum_{n=24}^{25}(B_n \times C_n)}{628円 \times A}$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式XVIIIの符号C_{24}の次に次のように加える。

			C_{25}＝0.006

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式XVIIIを次のように改める。

			算式XVIII $\frac{\sum_{n=24}^{25}(B_n \times C_n)}{628円 \times A}$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式XVIIIの符号C_{24}の次に次のように加える。

			C_{25}＝0.004

第十二条第五項の表市町村の項第一号算式中「$\sum_{n=18}^{24}$」を「$\sum_{n=18}^{25}$」に、「10,800円」を「11,200円」に改め、同号算式の符号C_{18}中「0.0546」を「0.0539」に、「0.0963」を「0.0950」に改め、同号算式の符号C_{19}中「0.0535」を「0.0528」に、「0.0978」を「0.0963」に改め、同号算式の符号C_{20}中「0.0566」を「0.0559」に、「0.0736」を「0.0727」に改め、同号算式の符号C_{21}中「0.0493」を「0.0488」に、「0.0629」を「0.0622」に改め、同号算式の符号C_{23}ア中「0.0134」を「0.0468」に改め、同号算式の符号C_{23}イ中「0.0134」を「0.0610」に改め、同号算式の符号C_{24}の次に次のように加える。

			C_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0059 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0053

第十二条第五項の表市町村の項第二号算式中「$\sum_{n=5}^{20}$」を「$\sum_{n=6}^{20}$」に、「$\sum_{n=5}^{13}$」を「$\sum_{n=6}^{13}$」に、「$\sum_{n=23}^{24}$」を「$\sum_{n=23}^{25}$」に、「204,000円」を「189,000円」に改め、同号算式の符号C_5を削り、同号算式の符号C_6中「0.019」を「0.018」に、「0.020」を「0.019」に改め、同号算式の符号C_7中「0.020」を「0.019」に改め、同号算式の符号C_{12}中「0.021」を「0.020」に改め、同号算式の符号C_{13}中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号中「C_{16}＝0.027」を「C_{16}＝0.026」に改め、同号算式の符号C_{17}中「0.029」を「0.028」に改め、同号算式の符号E_5を削り、同号算式の符号E_6ア中「0.018」を「0.017」に改め、同